

# 大石田町子どもスキルアップ支援事業 Q&A

本事業は子どもたちの学校外活動における学び力や資質向上の機会を確保しやすい環境を構築するために保護者を支援する大石田町独自の制度です。



## Q1.どんな習い事が対象となるの？

A. 継続的に通っており、

①学校教育の補習又は教科指導を行う習い事（学習塾、家庭教師、通信教育など）

②稽古事及び練習の指導を行う文化・スポーツ教室で、中学校学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関する習い事やそれに準ずると町長が認める習い事  
(スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツジム、ピアノ教室、ダンス教室、スイミングスクールなど)

のいずれかに該当する習い事が対象となります。

## Q2.「継続的に」ってどのくらいの期間？

A. 本事業における「継続的に」とは、習い事を始めた月を含めて3カ月以上続いており、1週間のうち1回以上受講している習い事を定義しています。

なお、短期教室などの期限が定められていたり、3カ月未満の習い事（退会を含む。）は対象となりませんのでご注意ください。

例①：5月入会 → 6月退会	×	対象外
例②：5月入会 → 7月退会	○	対象
例③：学習塾の夏期講習会（1週間）	×	対象外
例④：1日体験教室	×	対象外

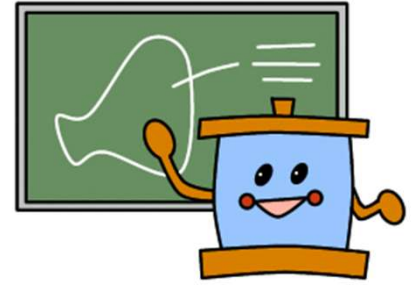
## Q3.誰が対象となるの？

A. 当該年度大石田町内に住所を有しており、習い事等を行う中学生の保護者

が対象となります。

#### Q4.助成金額はいくらになるの？

A. 当該年度内に支払った月謝等のうち、子ども一人当たり月額5,000円を上限とし、年間最大60,000円まで助成します。



#### Q5.申請はどうすればいいの？

A. 習い事等をはじめるとき、又は年度をまたいで習い事を継続するときは当該年度の4月に関係書類を添えて交付申請書を提出してください。

#### Q6.年度途中で習い事を始めた場合はどうすればいいの？

A. 初めて申請する方については、交付申請書（様式第1号）を提出してください。すでに申請をされている方については、申請内容変更届（様式第6号）の提出が必要になります。  
ただし、すでに助成金額が月額5,000円上限に達している場合は、提出は必要ありません。

#### Q7.助成金はいつもらえるの？

A. 年2回（4月～9月分：10月頃・10月～3月分：翌年4月頃）を予定しています。なお、申請された保護者の方は、領収確認を含む実績報告書（様式第3号）と請求書（様式第5号）の提出をお願いします。  
実績報告書を受理したのちに支給手続きを進めてまいります。期日が近くなりましたら、大石田中学校を經由してご案内いたしますので、定められた期日までにご提出くださいますようお願いいたします。



#### Q8.領収書はどう準備すればいいの？

A. Q7の領収確認する方法は、町教育委員会で定める添付書類（領収確認）を、習い事先で作成していただくよう依頼してください。

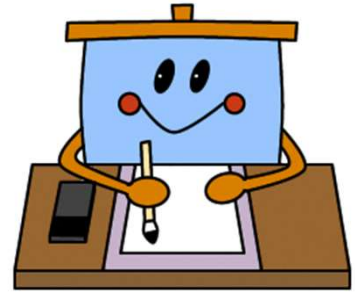
なお、それが困難な場合は、口座引き落とし月日が確認できる通帳の写しや入出金明細をコピーした書類を添付してください。

## Q9.申請後に、町外へ転出したり、又は習い事をやめた場合はどうすればいいの？

A. 事実が発生した日までを有効としますので、下記の書類を速やかご提出ください。  
なお、町長が定める期日までにご提出がない場合は交付決定を取り消す場合があります。

### 【提出書類】

- ①実績報告書（様式第3号） ※領収確認を含む。
- ②請求書（様式第5号）
- ③辞退届（様式第7号）



## Q10.年額まとめて支払った場合はどうすればいいの？

A. 支払った金額で該当する年度内の期間を月割りして計算します。なお、年度をまたぐ場合は当該年度分のみを対象とします。

また、一括支払いによる割引等が発生する場合は、実際の支払金額となりますので、ご注意ください。

例①：年額60,000円（4月～翌年3月まで所属）  
→ 月額5,000円 × 12カ月分 = 計60,000円

例②：年額60,000円（7月～翌年6月まで所属）  
→ 月額5,000円 × 9か月分 = 計45,000円

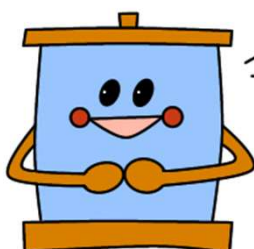
※差額15,000円は、翌年度も助成対象者となる場合は該当年度に申請してください。

例③：年額60,000円のところ、一括払いにより年額55,000円となった場合  
→ 55,000円 ÷ 12カ月 ≒ 月額4,583円（端数切捨）  
→ 月額4,583円 × 12カ月 ≒ 計54,900円（百円未満切捨）

## Q11.保護者等が組織する任意団体での活動でも大丈夫？

A. 保護者等が活動主体となる任意団体でも、Q1に該当する活動であれば、その団体で行っている活動は習い事等の対象となります。

ただし、部活動は、中学校学習指導要領上、学校教育の一環と位置付けられているため、●●部保護者会費といった名称や性質をもつ費用は、本事業の対象となりません。



※部活動改革による単一保護者型クラブを設立し、本事業に該当する場合は、代表者の方が事前にご連絡くださるようお願いいたします。

## Q12.対象となる会費ってどういうこと?

A. 地域クラブ（Q11を含む。）やスポーツ少年団の会費は対象としますが、講師謝礼や会場使用料、大会参加料、備品購入・修繕等に使用しているなどの団体運営にかかる費用を対象とした会費となります。飲食や補食、懇親を目的とした費用は対象となりませんのでご注意ください。

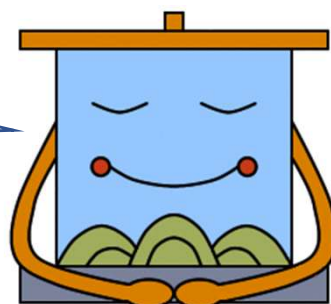
疑義が生じたなど、場合によっては所属団体の収支決算書を求める場合があります。提出いただけない場合には、所属している全員が交付対象から外れる場合がありますので、何卒ご了承ください。

## Q13.習い事先はどうやって把握するの?

A. 交付対象者の子どもが所属しているか、その習い事先がどのような活動を行っているかなど本事業該当の有無を確認するため、習い事先の代表者から町教育委員会が別途定める様式を提出していただく必要があります。

詳細については、別紙記載例がありますのでご参照ください。

事務手続きについて、お手数をおかけしますが、制度の趣旨にご理解いただき、ご協力をお願いいたします。



## 【年間事業スケジュール】

項目	4月～9月	10月	10月～3月	4月
保護者が行うこと	●習い事等開始 ①交付申請書の提出(随時)	●習い事等開始 ②4～9月支払い済分の 中間実績報告書の提出 ※切:10/10 厳守	●習い事等開始 ④交付申請書の提出(随時) ※継続の場合は申請不要	●習い事等開始 ⑤10～3月支払い済分の 実績報告書の提出 ※切:4/10厳守
教育委員会		③中間実績報告書に基づき、②の分の支払い		⑥実績報告書に基づき、⑤の分の支払い

※交付申請書や実績報告書の記入について、記載例をご確認ください。  
その他、ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

## 【お問い合わせ先】

大石田町教育委員会 教育文化課 学校教育グループ  
(大石田町役場2階) TEL: 35-2111(252・254)